

日本NPO学会事務局細則：補足説明付

細則	補足説明
<p>第1条（趣旨）</p> <p>この細則は、日本NPO学会会則第33条第4項の規定に基づき、日本NPO学会（以下「学会」という。）の事務局の組織および運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>第2条（所掌事務）</p> <p>事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）学会の会議に関すること。</p> <p>（2）学会の資料作成に関すること</p> <p>（3）学会の庶務に関すること。</p> <p>（4）<u>学会委員会細則において学会事務局が務めるものとされた委員会の庶務に関すること。</u></p> <p>（5）会長または副会長からの特命に関すること。</p> <p>（6）前各号に掲げるもののほか、学会の運営に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前期における事務局分割は過渡的対応として、学会会務の統一的な運営を図るため、学会事務局の一元化を図りつつ、その負担が過大にならないよう所掌事務を明定する。特に、委員会事務局との関係については委員会細則においても明確化する。 ・本条（4）号に関して、別途定める委員会細則において、学会の委員会（委員会細則に定める常設委員会及び短期委員会）のうち、学会事務局が事務局を務める（兼ねる）ものを明確にするとともに、委員会事務局は学会事務局と適切に連携、連絡を図るべきことを明定する。）
<p>第3条（職員等）</p> <p>事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、学会会則第33条第3項に基づき、理事会の承認を得て会長が任免する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学会会則第33条第2項において事務局には事務局長その他の所要の職員を置くことができるものとされている。 <p>これを受けて、本細則第3項において、事務局員は学会の予算の範囲内で有償で雇用することを明示している。</p>

<p>3 <u>事務局長以外の職員（以下「事務局員」という）は、学会の予算の範囲内で雇用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の資格を制限していないことから、学会会員の内外から雇用することが可能であるが、過去の経緯に照らし、学生会員や非会員の学生・院生を有期雇用する場合は、雇用期間、賃金の支払い、その他勤怠管理全般について書面による雇用契約に基づき明確に行なうものとし、透明化を図る。 なお、事務局長や理事・監事とその所属機関において現に直接教育上指導関係にある学生会員や非会員の学生・院生の雇用は避けることが望ましい。 ・また、「学会の予算の範囲内」で雇用することから、事務局員の人件費について学会予算以外の財源を全部または部分的にも充当することは禁止する。
<p>第4条（専決事項）</p> <p>事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。</p> <p>（1）事務局の運営に関すること。</p> <p>（2）物品の購入その他学会運営に必要な契約の締結に関すること。</p> <p>（3）物品及び現金の出納に関すること。</p> <p>（4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p> <p>2 <u>前項（2）に定める契約のうち事務局員の雇用及び事務の委託に係る契約の締結に際しては、予め理事会の承認を得るものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条により、上記の事務局員の雇用は、事務局長の専決事項とするが、本条第2項により、契約締結の前に、(会長の承諾のもと)必ず理事会の承認を得るものとし、理事会のチェックを経た上で雇用することを明確にする。

<p>第5条（文書の取扱い）</p> <p><u>学会の文書の保存、情報公開に係る事務局の責務は、学会情報公開細則に定めるところによる。</u></p>	
<p>第6条（公印の取扱い）</p> <p><u>学会の公印の種類は会長印とし、会長名をもって発する文書に用いるものとし、管理者は事務局長とする。</u></p>	
<p>第7条（委任）</p> <p>この細則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>2 <u>前項に基づき細則とは別の定めを設けたときは、会長は理事会にその旨を報告するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事項の軽重の判断にもよるが、細則の改正により対応できることは理事会に諮り細則改正を行うものとし、会長による別途定めはできる限り抑制することが望ましく、定めを設けたときは理事会に報告することを明らかにする。
<p>附 則</p> <p>この細則は、平成29年5月14日から施行する。</p>	